法政大学大学院生チューター制度施行細則

規定第1077号

一部改正 2012年4月1日 2014年4月1日 2015年4月1日 2016年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「法政大学大学院生チューターに関する規程」に基づき、採用された チューターとこれを受ける大学院生等(研修生<委託研修生、特別研修生を含む。以下同じ>、研究 生又は研究員を含む。)との指導、助言等の教育支援に係る取り扱いについて必要な事項を定める。

(指導を受ける資格)

- 第2条 チューターから指導,助言を受けることができる大学院生等は,原則外国人留学生とし,以下 いずれかに該当する者とする。
 - (1) 本学大学院修士課程又は博士後期課程に在籍する大学院生
 - (2) 研究科長又は専攻主任が必要と判断する研修生, 研究生又は研究員
- (3) 研究科長会議が、例外的特別措置が必要と認める者
- 2 当該年度休学中の者は、本制度の適用外とする。

(指導を受ける範囲)

- 第3条 チューターは次の範囲内で指導を行う。
- (1) 大学院授業で課されるレポートの助言・添削
- (2) 学位論文やその他研究上の助言
- (3) 大学院生活適応に関する助言・相談
- (4) 学習上の助言・相談
- (5) その他、上記の各号に関連する事項で研究科長会議が認めた事項

(提出書類)

第4条 指導を希望する大学院生(研修生,研究生又は研究員を含む。)は,毎年度において本事業の 募集期間内に「チューター指導希望申請書」に指導を希望する事項を記入し,各キャンパスの大学院 担当事務局に提出する。

(指導時間)

- 第5条 チューターから指導を受ける時間は1回90分を基準とし、指導回数に上限を設ける。その細目は、研究科長会議が決定し募集要項に明記することとする。
- 2 指導時間は、1単位45分とし回数を調整することができる。また、持ち時間の利用方法については、当事者同士で運用することとする。
- 3 年間における指導回数内であれば、指導実施頻度は制限しない。
- 4 チューター1人が、同時に複数の大学院生を指導、助言する場合には、指導の内容に関わらず1人に対する指導として取り扱う。

(指導方法)

第6条 チューターと指導,助言を受ける大学院生とが協議の上,指導日時を決定,実施することを原則とする。ただし,研究科・専攻の判断により,個別指導方式又は集団指導方式の選択や組み合わせを行うことができる。

(指導教員)

第7条 チューターへの指示は、指導を受ける大学院生(研修生、研究生又は研究員を含む。)が、所属する研究科・専攻の指導教員とする。

(指導の開始)

第8条 研究科長会議でチューターと指導を受ける大学院生の組み合わせを決定した後、その結果を各

キャンパスの掲示板等で発表する。双方協議のうえ指導を開始するものとする。

2 研究科・専攻の独自判断による本制度の運用の場合には、この限りではない。

(業務報告書)

第9条 別に定める「法政大学大学院生チューターに関する規程」により、チューターは月単位で本学 大学院宛に報告書を提出することとする。

(指導料)

第10条 チューター指導料は、全額大学負担とする。

(事務)

第11条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを 統括する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定するものとする。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、第2条を一部改正し、2012年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2014年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。